



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

| | | | |
|------|-------------------------------|----------------|---|
| 1371 | 生活保護法による指定介護機関の廃止 | (福祉保健総務課)..... | 1 |
| 1372 | 生活保護法による介護機関の指定 | (")..... | 1 |
| 1373 | 生活保護法による施術機関の指定 | (")..... | 2 |
| 1374 | 指定自立支援医療機関の指定 | (障害福祉課)..... | 2 |
| 1375 | " | (")..... | 2 |
| 1376 | " | (")..... | 2 |
| 1377 | " | (")..... | 3 |
| 1378 | 保安林の指定の解除予定 | (森林整備課)..... | 3 |
| 1379 | 保安林の指定 | (")..... | 3 |
| 1380 | " | (")..... | 3 |
| 1381 | 保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明 | (")..... | 4 |
| 1382 | 道路の位置の指定 | (都市政策課)..... | 4 |

告 示

和歌山県告示第1371号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和5年12月12日

和歌山県知事 岸 本 周 平

| 届出者の名称 | 主たる事務所の所在地 | 指定事業所の名称 | 指定事業所の所在地 | サービスの種類 | 廃止年月日 |
|-----------|--------------|-----------------|--------------|---------------|----------|
| 社会福祉法人博愛会 | 御坊市名田町野島1番地9 | 日高博愛園デイサービスセンター | 御坊市名田町野島1番地9 | 通所介護・介護予防通所介護 | 令和5.12.1 |

和歌山県告示第1372号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和5年12月12日

和歌山県知事 岸 本 周 平

| 申請者の名称 | 主たる事務所の所在地 | 指定事業所の名称 | 指定事業所の所在地 | サービスの種類 | 指定年月日 |
|--------|------------|----------|-----------|---------|-------|
| | | | | | |

| | | | | | |
|---------|--------------|----------|--------------------------------|-------------------------------|--------------|
| 有限会社三田吉 | 海南市日方425番地 | センター薬局 | 海南市名高536-23 センタープラザビル 1階 | 居宅療養管理指導 | 平成 12.4.1 |
| 岸野浩行 | 新宮市佐野一丁目2-61 | はまゆう調剤薬局 | 新宮市熊野地二丁目 18-27 | 居宅療養管理指導 ・介護予防居宅療 養管理指導 | 令和 5.9.1 |

和歌山県告示第1373号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和5年12月12日

和歌山県知事 岸 本 周 平

| 指 定 号 | 氏 名 | 住所又は名称及び所在地 | 指 定 年月日 |
|-------------|-----|-------------------------------|---------------|
| 新は新 4-05 | 田本伸 | はり灸田本（はり・きゅう） 新宮市三輪崎一丁目5-8 | 令和 5.10.10 |

和歌山県告示第1374号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和5年12月12日

和歌山県知事 岸 本 周 平

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称 | 指 定 年月日 |
|-------------|----------------------|------------------------------------|--------------|
| 株式会社シーヒューマン | 大阪府大阪市天王寺区上本町六丁目2-26 | 訪問看護ステーションmomo | 令和 5.12.1 |

和歌山県告示第1375号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和5年12月12日

和歌山県知事 岸 本 周 平

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称 | 指 定 年月日 |
|--------------|-------------|------------------------------------|--------------|
| 株式会社グリーンスマイル | 紀の川市東野70番地1 | 訪問看護ステーショングリーンスマイル | 令和 5.12.1 |

和歌山県告示第1376号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和5年12月12日

和歌山県知事 岸 本 周 平

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称 | 指 定 年月日 |
|---------|-------------|--|--------------|
| 医療法人明美会 | 有田郡有田川町小島15 | きび訪問看護ステーション | 令和 5.12.1 |

和歌山県告示第1377号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので公示する。

令和5年12月12日

和歌山県知事 岸 本 周 平

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称 | 指 定 年月日 |
|--------------|------------------|--|--------------|
| いわぐろハートクリニック | 西牟婁郡上富田町朝来556-17 | 岩畔哲也 | 令和 5.12.1 |

和歌山県告示第1378号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年12月12日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 解除予定保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町佐田字定庄谷東平ラ1103の39から1103の42まで
- 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 解除の理由 道路用地とするため

和歌山県告示第1379号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和5年12月12日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 保安林の所在場所 田辺市龍神村柳瀬字下桃ノ川1675(次の図に示す部分に限る。)
- 指定の目的 水源の涵養^{かん}
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1380号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和5年12月12日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 保安林の所在場所 有田郡有田川町大字粟生字海瀬99の1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1381号

令和5年和歌山県告示第1284号（以下「告示第1284号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和5年12月12日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 所在が不明である通知の相手方

植野宣孝
- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第1284号のとおり

和歌山県告示第1382号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和5年12月12日

和歌山県知事 岸 本 周 平

| 指定番号 | 指 定 位 置 | 申 請 者 住 所 名 氏 名 | 指定年月日 | 道 路 | |
|------|---------------------------|--|---------------|-------------|-------------|
| | | | | 幅 員 メートル | 延 長 メートル |
| 3653 | 紀の川市久留壁字尾崎38番1の一部、39番1の一部 | 和歌山市餌差町一丁目36番地 紀の国住宅株式会社 代表取締役 林裕介 | 令和 5.11.20 | 6.00 | 26.61 |